

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成27年9月9日（平成27年（行情）諮問第545号）

答申日：平成28年9月8日（平成28年度（行情）答申第293号）

事件名：司法書士法第24条の解釈について特定法人と法務省の間でやり取りされた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別紙3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年6月17日付け法務省民二第307号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

ア 異議申立ての趣旨

法務大臣が平成27年6月17日付「法務省民二第307号」でなした「行政文書開示決定」処分のうち、不開示とした処分を取り消すとの裁決（答申）を求める。

イ 異議申立ての理由

（ア）はじめに

- ① 審査請求人が本件で開示を求めている不開示情報（以下、第2においては「本件不開示情報」という。）は、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下「LS」という。）が法務大臣または民事局に対し、司法書士がおこなう成年後見事件につき、司法書士法24条（秘密保持の義務）の「業務上取り扱った事件」の範囲について回答を求めた際、LSから提供した及び法務大臣または民事局（以下「法務省」という。）から提供され

た情報である。

なお、平成27年6月17日付行政文書開示決定通知書（原処分）では、一部不開示とされた。

- ② LSからは、平成27年4月20日付「預金通帳等の原本確認に関する法的整理」と題する文書（以下「法的整理文書」という。）がLS会員宛てに発信された。そこでは、法務省から「24条（秘密保持の義務）の『業務上取り扱った事件』の範囲については、法律上必ずしも明確とは言えないが、司法書士法3条に掲げられた業務をいうものと解するのが自然であり、家庭裁判所により成年後見人に選任された司法書士は、当該成年後見に係る事件について、24条に規定する義務を負うものではないと考えられる。」との見解が示されたと述べられている。
- ③ また、上述の法務省の見解を受け、LS会員である司法書士が成年後見人等である場合は、成年被後見人等の財産保護等を目的とするLSからの成年被後見人等の預金通帳等の原本確認の要請に応じること（以下「原本確認調査」という。）は、司法書士法24条の正当な事由があるとされた（法的整理文書）。
- ④ 以上の経緯から、本件不開示情報には、LSが提供した原本確認調査に関する情報が多く存在していると思われるので、それを前提に以下のとおり不開示事由に該当するとされた条文ごとに下述する。

（イ）法5条2号イについて

- ① 原処分は、本件不開示情報が法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため、法5条2号イに該当するとし、一部不開示としている。
しかしながら、法人等に関する情報であっても、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、常に開示が義務づけられることになる（法5条2号ただし書）。公益上の義務的開示と呼ばれるものである。
- ② 原本確認調査については、LS会員による財産の横領事件が多発している事態を鑑み、再発防止策として原本確認調査することもやむを得ないとする見解もあれば、他方で、原本確認調査に関する問題点は多岐にわたるとして（個人情報保護法違反、司法書士法違反、秘密漏示罪違反、障害者差別、不法行為等）、多くのLS会員から反対の見解もある。
- ③ 原本確認調査することにより財産の横領を未然に防止するとい

う見解からすれば、本件不開示情報には、LSによるその具体的方法・内容等が記載されており、被後見人等の財産を保護することにつながるであろう。

他方の見解からすれば、成年被後見人等といってもその判断能力は様々で、特に被保佐人や被補助人の場合には、原本確認調査について同意するか否かの十分な判断能力を備えている者も多く存在するという現実の中で、本件不開示情報には、原本確認調査が断行された場合の成年被後見人等の日常的な金銭管理やプライバシー等を脅かす事態等が記載されており、その生活被害が発生することを防止する必要性が大きいということにつながる。

- ④ 司法書士の成年後見人等の就任件数（平成27年3月末時点で29,651件）は、専門職後見人の中では他の専門職を押さえてトップであり、そのほとんどがLS会員であることからすれば、原本確認調査に対していずれの見解に立ったとしても、全国で多くの成年被後見人等の生活、財産に大きな影響を及ぼすことは間違いない。
- ⑤ そもそも、LSは前述の「法的整理文書」において、法務省から「24条（秘密保持の義務）の『業務上取り扱った事件』の範囲については、法律上必ずしも明確とは言えないが、司法書士法3条に掲げられた業務をいうものと解するのが自然であり、家庭裁判所により成年後見人に選任された司法書士は、当該成年後見に係る事件について、24条に規定する義務を負うものではないと考えられる。」と、その是非はさておき、その意識をLS全会員に示しているのので、既に多数の人に周知されている情報に当たり不開示理由とならない（最判平成14.9.12判時1804号21頁・最決平成14.11.22裁時1328号2頁）。
- ⑥ よって、法5条2号ただし書のとおり、原本確認調査に関する本件不開示情報は公にすることが必要であり、開示されるべきである。

(ウ) 法5条5号について

- ① 原処分は、国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報であるため、法5条5号に該当するとして、一部不開示としている。これは、本件不開示情報が意思形成過程情報であるという理由である。
- ② しかしながら、上述のとおり、LSは法務省の回答を得て法的

整理文書（平成27年4月20日付）を発信したのだから、本件不開示情報が意思形成過程であるという段階はすでに終了しており、本件不開示情報が開示されたとしても、外部からの干渉、圧力等により率直な意見交換、意思決定の中立性が損なわれるということはない。

したがって、本条を理由に不開示とする原処分は不当であり、本件不開示情報は開示されるべきである。

- ③ 仮に意思形成過程の段階が終了していなかったとしても、「政策・意見に関する情報」と「事実に関する情報」は明確に分けるべきで、「事実に関する情報」は、本条から適用除外されるべきである。

大阪高判平成6・6・29判タ890号85頁が、専門家が調査した自然界の客観的、科学的な事実、及びこれについての客観的、科学的な分析の情報自体が、調査研究、企画などを遂行するうえで誤解を生じさせるものではないと判示しているし、大阪府交野市情報公開条例も、審議、協議に関する不開示情報の規定は、事実に関する情報には適用されないことを明記している。

また、デンマーク、オーストラリアの情報公開法のように、審議、検討または協議に関する不開示情報の規定は、事実に関する情報については適用しないことを明文で定めているし、アメリカの場合は、判例法上、政策情報と事実情報を区別し、後者には原則として審議過程特権に関する不開示規定を適用しないこととしている。

したがって、法5条5号を解釈するに際しては、「政策・意見に関する情報」と「事実に関する情報」を区別して考える必要がある。

- ④ LSが提供した本件不開示情報は、事柄の性質上、法務省の上述の見解を得るための「事実に関する情報」であって、「政策・意見に関する情報」ではないことは明らかである。また、法務省がLSに対して提供した本件不開示情報の中にも「事実に関する情報」が含まれているはずである。
- ⑤ よって、意思形成過程が終了しているのは明らかであるので、本件不開示情報は開示されるべきであるが、仮に意思形成過程が終了していないということであれば、本件不開示情報のうち「事実に関する情報」については開示されるべきである。

(エ) 開示されることの許容性

- ① 審査請求人は、そもそもLS会員である。

- ② また、原本確認調査は今年度からのL Sの事業計画である。しかしながら、本事業計画はL Sの定款の規定上、理事会の承認決定事項であり、社員総会では単なる報告事項となっている。すなわち、どのような経緯を経て原本確認調査が決定されたのか、理事会以外の一般のL S会員には不透明であり、あずかり知らぬことになっているのが現状である。
- ③ 原本確認調査に関する情報が多く存在する本件不開示情報は、L S会員である審査請求人にとっては、今後の成年後見業務に多大な影響が出てくることは容易に予想でき、その結果として多くの成年被後見人等にも影響を及ぼすことは上述したとおりである。したがって、審査請求人には、原本確認調査がL S理事会でどのように決定されたのかを本件不開示情報によって知る権利がある。
- ④ 他方、不開示とすることによるL Sの権利保護の必要性は、まったくの第三者が開示請求する場合と比較して著しく低く、L S会員である審査請求人に本件不開示情報が開示されたとしても、L Sにとって何ら不利益はない。

(オ) 合理的な疑い

- ① 審査請求人が、本件開示請求をしたのは、L Sが虚偽情報を会員に提示しているという合理的な疑いがあるからである。
- ② すなわち、司法書士法24条は、刑法134条秘密漏示罪に対応する条文であり、その解釈にあたっては、秘密漏示罪を参考にすべきです。最高裁（平成22年（あ）126／刑集第66巻4号405頁）は、医師が医業とはいえない鑑定により知り得た情報を外部に漏洩させた行為が刑法134条に該当すると判断しているので、仮に、司法書士の業務が司法書士法3条に限定されていたとしても、成年後見等業務は、司法書士法施行規則31条2項の業務と謳われているので、刑事罰の対象であると判断するのが普通です。
- ③ しかるに、L Sは、「法務省は『司法書士法24条の範囲は、司法書士法第3条の業務を指す』との見解を示した」と会員に説明しているのであり、いやしくも行政機関が刑罰の対象となる法解釈について軽々な発言をすることは考えられず、合理的な疑いがある。
- ④ 事実、L Sは、同じく個人情報保護法の解釈について、所管する消費者庁の意見を踏まえたとして、法的整理文書を会員に示しているが、次のとおり、消費者庁の見解を無視して、虚偽の内容を会員に示している事実がある（「個人情報保護法に基づく要請

申立」参照，添付省略)。

個人情報保護法違反が，直ちに刑事罰の対象とならないのに比して，司法書士法 2 3 条違反は，直接的に刑事罰の対象となることを踏まえると，重大な問題を孕んでいることは明らかであり，行政機関説明責任として本件開示に応えなければならない。

(以下，本件開示請求と直接関係のない記載であるため省略)

(2) 意見書 1

諮問庁は理由説明書の 3 (下記第 3 の 1 (3)) で，「原本確認調査に関する情報を公にすることが財産を保護するために必要であることについては一切の説明をしていない」と主張しているので，申立人はその理由を以下に述べ，また，法 5 条 5 号の該当性に関しては諮問庁より何ら説明がないため，簡単に述べる。

ア 法 5 条 2 号ただし書に該当する理由

(ア) 成年後見制度は，精神上の障害により判断能力が不十分であるため，法律行為による意思決定が困難な者について，その生活全般にかかる必要な意思決定を代行・支援する制度である。

(イ) そして，成年後見人には被後見人の財産を管理する権限があるが，管理している財産を第三者に対して情報開示することは，そもそも予定されていない。管理している財産の目録を作成し，預貯金等の通帳のコピーとともに提出(情報開示)しなければならないのは，法律上，家庭裁判所に対してのみである。

したがって，第三者である L S に対する通帳の原本確認調査も，法律上まったく予定されていない。

(ウ) ところで，本件不開示情報には，通帳原本を確認調査する趣旨・方法などが記載されていると思われる。原本確認調査をする立場からすれば，その趣旨は横領防止だが，被後見人等自身からすれば，法律上まったく予定されていない第三者による通帳の原本確認調査が本当に横領防止として役立つのか，詳しく検証する必要がある。検証し，それが役立つと分かれば，被後見人等の財産を保護することになるが，それは本件不開示情報が開示され，公にされないと検証のしようがない。

横領防止に役立つとしても，被後見人等の意思決定，プライバシー，個人情報等の問題も同時に重要だと考えられる。被後見人等から見れば，L S という第三者から通帳の原本確認調査を強制されることが被後見人等の日常生活にどのような影響を及ぼすのか，これも上述と同様に本件不開示情報を開示され，公にされることにより，詳しく検証する必要がある。

(エ) 異議申立書でも述べたとおり，司法書士の成年後見人等の就任件

数は専門職後見人の中では他の専門職を押さえてトップであり、そのほとんどがL S会員である。本格的な高齢化社会をむかえるにあたり、L S会員による成年後見人等の就任件数は増加していくことは容易に想像できる。

横領防止を重視するか、被後見人等の意思決定・プライバシー・個人情報の保護等を重視するかでL S内部で見解が相違するところであるが、成年後見制度の公益性から考えると、原本確認調査は、もはやL S内部、司法書士内部の問題ではない。

(オ) 本件不開示情報は、L SがL S会員宛てに発信した内部情報にすぎないとしても、L S会員がおこなっている成年後見事件の被後見人自身等はもちろん、その者たちを支援する支援者や団体（介護従事者、施設関係者、地域包括支援センター、障害者支援団体など）に対して、大きな影響を与える問題であることは間違いない。

(カ) よって、本件不開示情報を公にすることにより、問題となっている所在が明らかになり、結果として被後見人等の財産や生活が保護されることになるから、早急に開示されるべきである。

イ 法5条5号について

(ア) 本件不開示情報は法5条5号にも該当するとしているが、どの部分が同条2号に該当し、どの部分が同条5号に該当するかは判然としない。

(イ) 諮問庁の理由説明書では法5条5号について何ら説明されていないが、本件不開示情報が理由説明書の3（下記第3の1（3））のとおり「L SがL S会員宛てに発信した内部情報にすぎない」というのであれば、そもそも法5条5号が規定する「国の機関の内部における審議、検討文は協議に関する情報」には該当しない。

(ウ) そうであるならば、何をもって法5条5号に該当するかが不明であるため、法5条5号に該当するとして不開示となった本件不開示情報は、早急に開示されるべきである。

ウ 結論

よって、以上の理由により、本件不開示情報は開示されるべきである。

(3) 意見書2

諮問庁は、法5条2号ただし書については、理由説明書にて「原本確認調査に関する情報を公にすることが財産を保護するために必要であることについては一切の説明をしていない」と主張しているので、申立人は再度その理由を以下に述べ、また、法5条5号の該当については、諮問庁の説明に論理矛盾が見られるため、その理由を述べる。

ア 法5条2号イにより不開示相当と判断する部分（下記第3の2（3）

ア)

(ア) 本件不開示情報（1枚目から19枚目）には、L Sが通帳原本を確認調査する趣旨・方法などが記載されていると思われるが、本件不開示情報は法5条2号ただし書に該当すると考えられるので、以下のとおり理由を述べる。

(イ) 成年後見制度は、精神上的の障害により判断能力が不十分であるため、法律行為による意思決定が困難な者について、その生活全般にかかる必要な意思決定を代行・支援する制度である。

(ウ) そして、成年後見人には被後見人の財産を管理する権限があるが、管理している財産を第三者に対して情報開示することは、そもそも予定されていない。管理している財産の目録を作成し、預貯金等の通帳のコピーとともに提出（情報開示）をしなければならないのは、法律上、家庭裁判所に対してのみである。

したがって、第三者であるL Sに対する通帳の原本確認調査も、法律上まったく予定されていない。

(エ) ところが、本件不開示情報には、L Sが成年後見人である司法書士に対し、通帳原本を確認調査する趣旨・方法などが記載されていると思われる。原本確認調査をする立場からすれば、その趣旨は横領防止だが、被後見人等自身からすれば、法律上全く予定されていない第三者（L S）による通帳の原本確認調査が本当に横領防止として役立つのか、詳しく検証する必要がある。検証し、それが役立つと分かれば、被後見人等の財産を保護することになるが、それは本件不開示情報が開示され、公にされないと検証のしようがない。

横領防止に役立つとしても、被後見人等の意思決定、プライバシー、個人情報等の問題も同時に重要だと考えられる。被後見人等から見れば、L Sという第三者から通帳の原本確認調査を強制されることが被後見人等の財産状況や日常生活にどのような影響を及ぼすのか、これも上述と同様に本件不開示情報が開示され、公にされることにより、詳しく検証する必要がある。

(オ) 異議申立人でも述べたとおり、司法書士の成年後見人等の就任件数は専門職後見人の中では他の専門職を押さえてトップであり、そのほとんどがL S会員である。本格的な高齢化社会を迎えるにあたり、L S会員による成年後見人等の就任件数は増加していくことは容易に想像できる。

横領防止を重視するか、被後見人等の意思決定・プライバシー・個人情報の保護等を重視するかでL S内部でも見解が相違するところであるが、成年後見制度の公益性から考えると、原本確認調査は、もはやL S内部・司法書士内部の問題ではない。

(カ) 本件不開示情報は、LSがLS会員宛てに発信した内部情報にすぎないとしても、LS会員が行っている成年後見事件の被後見人自身等はもちろん、その者たちを支援する支援者や団体（介護従事者、施設関係者、地域包括支援センター、障害者支援団体など）に對して、大きな影響を与える問題であることも間違いない。

(キ) したがって、以上のとおり、本件不開示情報を公にすることにより、問題となっている所在が明らかになり、結果として被後見人等の財産や生活が保護されることになるから、本件不開示情報は開示されるべきである。

イ 法5条5号により不開示相当と判断する部分（下記第3の2（3）ウ）

(ア) 諮問庁は、本件不開示情報のうち20枚目の22行目から27行目までを、意思形成過程の段階を終了したものとして開示している。そして、そのほかの部分、作成過程にある文書の一部及びそれに対する指摘事項であるから、意思形成過程の段階にあるものであり、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けるなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることなどから、法5条5号に該当するとして、不開示決定をしている。

(イ) ただ、上述の開示部分を見てみると、20枚目の22行目は「法務省に係る記載について以下のとおり修正願いたい」という記述になっており、23行目から27行目は、「司法書士法24条の解釈について法務省に照会したところ、～との回答を得た。」という記述になっている。これらを素直に読むと、かかる記載というのは、20枚目の1行目から21行目の不開示部分であり、以下のとおりというのは、上述した20枚目の23行目から27行目の開示部分である。すなわち、以下のとおり当たる20枚目の23行目から27行目の開示部分は、係る記載に当たる20枚目の1行目から21行目の不開示部分の記載を前提にしている。そして、諮問庁は意思形成過程の段階をすでに終了したものとして、単に20枚目の23行目から27行目のみを開示しただけである。

(ウ) しかしながら、上述したとおり、20枚目の23行目から27行目の開示部分は、20枚目の1行目から21行目の不開示部分を前提としているのだから、この不開示部分も意思形成過程の段階を終了したものとするのが素直である。前提部分（20枚目の1行目から21行目）の意思形成過程の段階が終了していればこそ、その結論部分（20枚目の23行目から27行目）の意思形成過程の段階も終了していると考えられるし、前提部分の意思形成過程の段階

が終了していなければ、結論部分の意思形成過程の段階も終了していないと考えられ、一方は終了し、一方は終了していないということは通常考えられない。

(エ)したがって、以上の理由から、20枚目の1行目から21行目の不開示部分は法5条5号に該当しないため開示されるべきである。また、20枚目の28行目以下及び21枚目も、上述の開示部分と関連している記述で、すでに意思形成過程の段階を終了していると考えられるべきであり、法5条5号には該当しないため開示されるべきである。

ウ 結論

よって、以上の理由により、本件不開示情報は開示されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

1 理由説明書

(1) 本件異議申立てに係る開示決定の原処分について

法務大臣は、諮問書の別紙の「1 不服申立てに係る行政文書の名称」欄に記載する行政文書について、法9条1項の規定に基づき、平成27年6月17日付け法務省民二第307号通知をもって、一部開示する旨の決定（原処分）を行った。

(2) 異議申立人が主張する本件異議申立ての理由

異議申立人の主張は、平成27年8月17日付けの異議申立書のとおりであり、その主な内容は、不開示情報の中には、成年被後見人等の預金通帳等の原本確認に係る公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（LS）からの要請に応じること（原本確認調査）に関する情報が多く存在していると考えられるところ、これらの情報は人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（法5条2号ただし書）に該当すること等を理由に、不開示部分の開示を求めるものであるといえる。

(3) 原処分についての検討

上記（1）のとおり、原処分では開示すべき部分について開示決定を行っており、不開示とした部分についてはその理由を明示している。

上記（2）で異議申立人が開示すべきと主張する根拠については、異議申立人がLSの会員であることを前提に、LSから直接得た情報を基に述べられているが、そもそも異議申立人がLSの会員であるか否かは原処分庁において承知しておらず、また、この結果により開示・不開示の判断が左右されるものでもない。

さらに、仮に不開示情報の中に原本確認調査に関する情報が存在していたとしても、そもそも当該情報はL SがL S会員宛てに発信した内部情報にすぎず、また、異議申立人は、原本確認調査が被後見人等の財産を保護することにつながる旨を主張しているものの、原本確認調査に関する情報を公にすることが財産を保護するために必要であることについては一切の説明をしていないことから、当該情報が法5条2号ただし書に該当する情報であるということとはできない。

(4) 結論

以上のとおり、本件異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、本件異議申立てに係る行政文書開示請求について一部開示する旨の決定を行った原処分は、妥当であると考えます。

2 補充理由説明書

(1) 補充理由説明の趣旨

本件対象文書について、法9条1項の規定に基づき、平成27年6月17日付け法務省民二第307号通知をもって、一部開示する旨の決定(原処分)を行い、また、理由説明書のとおり、原処分の妥当性を説明したところであるが、再検討した結果、開示相当と判断する部分があることから、その説明を行うとともに、なお不開示が妥当とする部分について、補充して説明する。

(2) 開示相当と判断する部分

ア 資料番号

本件対象文書の1枚目及び19枚目の右上部の資料番号について、原処分では、法5条2号イに該当することを理由として不開示としていたが、当該資料番号は、法5条2号イの「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」に該当しないことから、開示する。

イ 文書の日付及び文書番号

本件対象文書の1枚目及び19枚目の文書の日付及び文書番号については、原処分では、法5条2号イに該当することを理由として不開示としていたが、1枚目の具体的年月を示す数字部分を除く部分並びに19枚目の具体的年月日を示す数字部分及び具体的文書番号を示す数字部分を除く部分については、法5条2号イの「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」に該当しないことから、開示する。

ウ 担当者を明示するための様式部分

本件対象文書の1枚目の担当者を明示するための様式部分については、原処分では、法5条2号イに該当することを理由として不開示としていたが、当該担当者を明示するための様式部分は、法5条2

号イの「公にすることにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」に該当しないことから，開示する。

(3) 不開示相当と判断する部分

ア 法5条2号イに該当する部分

(ア) 具体的部分

原処分で不開示とした部分のうち，上記(2)のとおり開示相当と判断した部分を除く部分及び下記ウ(ア)に掲げる部分を除く部分

(イ) 具体的理由

A 本件対象文書は，L Sが，L Sにおける特定の課題に関し外部に提出する文書の作成過程において法務省に送付した文書(1枚目ないし19枚目)及び指摘事項が記載された文書(20枚目及び21枚目)である。

本件対象文書には，L Sにおける特定の課題の内容や内部情報が詳細に記載されているところ，これを公にすることにより，特定の課題の内容や内部情報が明らかになり，当該法人等の正当な利益を害するおそれがある。

よって，法5条2号イに該当する。

B 文書の日付及び文書番号並びに法人の代表者の氏名について，以下に補足して説明する。

a 文書の日付及び文書番号

i 具体的部分

本件対象文書の1枚目及び19枚目の右上部分のうち，上記(2)イのとおり開示相当と判断した部分を除く部分

ii 具体的理由

本件対象文書の1枚目の文書の日付及び文書番号については，文書の日付のうち日及び文書番号は具体的に記載されていないものの，文書の年及び月を開示することにより，特定の年の特定の月に特定の文書が発出されたことが明らかになるところ，当該特定の年の特定の月に発出した文書全てについてL Sに開示を求めることによって，原処分において不開示としている部分の情報が開示されるおそれがあるため，法5条2号イに該当する。

また，本件対象文書の19枚目の文書の日付及び文書番号については，具体的な文書の日付及び文書番号が記載されているが，これらを開示することにより特定の文書の存在が明らかになるところ，当該特定の文書についてL Sに開示を求

めることによって、原処分において不開示としている部分の情報が開示されるおそれがあるため、法5条2号イに該当する。

b 法人の代表者の氏名

i 具体的部分

本件対象文書の1枚目及び19枚目

ii 具体的理由

本件対象文書の1枚目及び19枚目のL Sの理事長の氏名については、原処分では、法5条2号イに該当するとして不開示としている。

しかし、当該部分に記載されたL Sの理事長の氏名については、そのみで特定の個人を識別できる情報である。

そして、当該部分に記載された理事長の氏名は、退任した理事長の氏名であり、歴代の理事長の氏名がL Sのホームページ上で公開されている事実もない。

よって、当該部分に記載されたL Sの理事長の氏名については、法5条1号の不開示情報にも該当し、また、特段、裁量的に開示すべき事情もないから、不開示とする理由に法5条1号の不開示情報に該当することを追加し、不開示を維持する。

イ 法5条2号ただし書への該当性について

法5条2号ただし書への該当性については、理由説明書のとおりである。

ウ 法5条5号に該当する部分

(ア) 具体的部分

本件対象文書のうち、14枚目表面の15行目から14枚目裏面の6行目及び「(2) 法務大臣または民事局が、L Sに対して、(1)の回答として、直接あるいは外部組織を介して提供した情報の全部(回答書・鑑文・参考資料等)」として開示した文書(20枚目及び21枚目)の表題部分を除く不開示部分全て

(イ) 具体的理由

異議申立人の主張は、平成27年8月17日の異議申立書のとおりであり、その主な内容は、不開示情報は、L Sは法務省の回答を得て法的整理文書を発信したのだから、本件不開示情報が意思形成過程であるという段階はすでに終了しているものであることを理由に、不開示部分の開示を求めるものであるといえる。

この点、異議申立人の主張する意思形成過程の段階をすでに終了したものである部分(20枚目の22行目ないし27行目)につい

ては、既に開示決定を行っているところである。

そのほかの部分については、上記ア（イ）のとおり、作成過程にある文書の一部及びそれに対する指摘事項であるから、意思形成過程の段階にあるものであり、これを公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けるなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることなどから、法5条5号に該当する。

（４）結論

以上のとおり、上記（２）のＡないしウに掲げる部分については、開示することとするが、そのほかの部分については、本件異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、不開示決定を行った原処分は、妥当であるとする。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年9月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月5日 審議
- ④ 同月21日 異議申立人から意見書1を收受
- ⑤ 平成28年5月16日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年7月5日 審議
- ⑦ 同月26日 審議
- ⑧ 同年8月8日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑨ 同月29日 異議申立人から意見書2を收受
- ⑩ 同年9月6日 審議

第５ 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1に掲げる文書1及び文書2である。

処分庁は、本件対象文書について、その一部が法5条2号イ及び5号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、異議申立人は、不開示とした原処分の取消しを求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分で不開示とした部分（別紙2の1に掲げる部分）のうち、その一部（別紙2の2に掲げる部分）を新たに開示することとしているが、その余の不開示部分（別紙2の3に掲げる部分。以下「本件不開示維持部分」という。）については、法5条1号、2号イ及び5号に該当するとしてなお不開示とすることが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 別紙2の3(1)に掲げる部分

ア 標記の部分のうち、別紙3の1に掲げる部分を除く部分は、L Sにおける特定の課題の内容や内部情報が詳細かつ具体的に記載されていると認められる。

また、標記の部分が記載されている文書については、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該文書は公にされているものではないとのことであり、標記の部分のうち、別紙3の1に掲げる部分を除く部分に記載されている情報は、一般にL Sの法人情報として秘匿されるべきものと認められる。

イ そうすると、標記の部分のうち、別紙3の1に掲げる部分を除く部分については、これを公にすると、L Sの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ ただし、別紙3の1に掲げる部分は、これを公にしても、L Sの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

(2) 別紙2の3(2)に掲げる部分

ア 標記の部分には、L Sの理事長の氏名が記載されていると認められる。

イ 諮問庁は、標記の部分について、記載されているのは退任したL Sの理事長の氏名であるが、L Sのホームページ上には歴代理事長の氏名の記載がなく、法5条1号に該当し、また、これを公にすると当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であることから、法5条2号イにも該当するとして、不開示を維持するとしている。

しかしながら、当審査会事務局職員をしてL Sのホームページを確認させたところ、当該理事長が在任中に発出した公式発表や広報誌のバックナンバーに当該理事長の氏名が掲載されていると認められる。

ウ そうすると、標記の部分(別紙3の2)は、少なくとも慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められ、法5条1号イに該当し、また、これを公にしてもL Sの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法5条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(3) 別紙2の3(3)に掲げる部分

ア 標記の部分のうち、「本件対象文書の14枚目表面の15行目から

1 4 枚目裏面の 6 行目まで」を見分するに、当該部分には、L S の特定の課題に対する法務省の指摘事項が L S とのやりとりとともに具体的に記載されており、開示されている最終的な指摘事項（本件対象文書 20 枚目の 22 行目から 27 行目まで）と一部相違点があると認められることから、当該部分は L S からの照会に対する法務省の検討途中の段階における回答やそれに関するやりとりであると認められる。

イ また、「本件対象文書の 20 枚目の 3 行目から 21 行目まで及び同 28 行目から 21 枚目の 11 行目まで」を見分するに、当該部分には、上記アの法務省の指摘事項以外の L S の特定の課題に対する法務省の指摘事項が詳細かつ具体的に記載されていると認められる。

そして、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該部分に記載された指摘事項は、L S からの照会に対する法務省の検討途中の段階における回答であり、最終的な回答ではないとのことであるところ、その記載内容を見分するに、この説明は必ずしも不合理とまではいえない。

ウ そうすると、標記の部分は、L S の特定の課題に係る L S からの照会に対する法務省の検討途中の段階における回答やそれに関するやりとりであって、これを公にすると、法務省における最終的な意見ではない未成熟な検討内容が明らかとなることから、法務省の職員が外部からの圧力や干渉等の影響を受け、同職員が自己の意見を述べることに消極的になるなど、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められ、法 5 条 5 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

(1) 異議申立人は法 5 条 2 号ただし書による開示を求めているが、別紙 3 に掲げる部分を除く本件不開示維持部分について、当該部分を公にすることにより保護される人の財産等の保護の利益が、公にしないことにより保護される法人等の利益を上回るとは認められず、異議申立人の主張は採用できない。

(2) 異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

原処分の開示決定通知書及び理由説明書においては、不開示情報該当条項と条文の文言を記載するにとどまっており、具体的にどの部分がいかなる理由により、法 5 条に定める不開示情報のいずれに該当するのかについて記載されておらず、適切ではなかったというべきである。したがって、諮問庁においては、今後、処分に当たって適切な事務処理を行うよう指導することなどが望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イ及び5号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条1号、2号イ及び5号に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別紙3に掲げる部分は同条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は同条2号イ及び5号に該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙 1 (本件対象文書)

文書 1 LSにおける特定の課題に関し外部に提出する文書の作成過程において法務省に送付した文書(本件対象文書1枚目から19枚目まで)

文書 2 文書1に対する指摘事項が記載された文書(本件対象文書20枚目及び21枚目)

別紙 2

- 1 原処分で不開示とした部分
 - (1) 別紙 1 に掲げる文書 1 のうち,
 - ア 本件対象文書の 1 枚目及び 1 9 枚目の各表面の法人名及び「理事長」
との記載部分を除く部分
 - イ 本件対象文書の 1 枚目裏面から 1 8 枚目表面まで
 - (2) 別紙 1 に掲げる文書 2 のうち, 本件対象文書 2 0 枚目の 2 行目 1 文字
目から 1 1 文字目まで, 3 行目から 2 1 行目まで及び同 2 8 行目から 2
1 枚目の 1 1 行目まで
- 2 諮問庁が新たに開示するとした部分
 - (1) 本件対象文書の 1 枚目及び 1 9 枚目の各表面の右上部の資料番号
 - (2) 本件対象文書の 1 枚目及び 1 9 枚目の各表面の文書の日付及び文書番
号のうち, 数字部分を除く部分
 - (3) 本件対象文書の 1 枚目表面の担当者を明示するための様式部分
- 3 本件不開示維持部分
 - (1) 上記 1 に掲げる部分のうち, 諮問庁が上記 2 で新たに開示するとした
部分並びに下記 (2) 及び (3) に掲げる部分を除く部分
 - (2) 本件対象文書の 1 枚目及び 1 9 枚目の各表面の法人の代表者の氏名
 - (3) 本件対象文書の 1 4 枚目表面の 1 5 行目から 1 4 枚目裏面の 6 行目ま
で, 2 0 枚目の 3 行目から 2 1 行目まで及び同 2 8 行目から 2 1 枚目の
1 1 行目まで

別紙 3（開示すべき部分）

- 1 本件対象文書の 1 枚目及び 1 9 枚目の各表面の文書の日付及び文書番号の数字部分
- 2 本件対象文書の 1 枚目及び 1 9 枚目の各表面の法人の代表者の氏名